はちのへ のうぎょうだより

平成29年３月号　No.514

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。
○八戸市ホームページ
http://www.city.hachinohe.aomori.jp/
のうぎょうだより　検索

家族経営協定が締結されました

去る1月16日、八戸市庁において古里家の家族経営協定の調印式が行われました。

古里さんご夫妻は親戚の繁殖牛の世話を手伝ったことをきっかけに、農業で生活していくことを一念発起し、親戚の牛舎の一角を借りて、牛の飼育を行っています。今後は、自分達の牛舎を建てて繁殖牛を増やし、生まれた子牛の販売で利益をあげることを目標としている、意欲ある若手農業者です。

家族経営協定には、それぞれの仕事や家庭での役割分担のほか、福利厚生として農閑期には日帰り温泉旅行に行くことや、食事は家族揃って食べることと、などの取決めが盛り込まれ、ご夫妻はより良い暮らしのための家族のルールを確認し合っていました。

調印式を終えた古里さんご家族

○家族経営協定とは・・・

日本の農業は、家族単位で農業を営む家族経営が大半を占めています。家族農業経営は、家族だからこその良い点がたくさんがありますが、生活と仕事の場が同じであるため、家族の中で役割分担が偏ってしまったり、経理があいまいになってしまいがちです。例えば農作業の後も妻は家事で休む間がない、支払額の取り決めがないため、子ども夫婦は自由にお金が使えないなど。時代の変化により、一昔前なら当たり前だったやり方が、現代では通じにくくなっているともいえるでしょう。

そこで、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるのが家族経営協定です。

家族経営協定の締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことができる環境整備について、家族間で十分に話し合うことが、農業経営の改善につながります。

興味をお持ちの方は農業委員会までご相談ください。

遊休農地への課税が強化されます！

税制改正により、平成29年度から遊休農地に対する固定資産税の課税強化が始まりました。

対象となる農地は、遊休農地として農業委員会から意向調査の通知を受け、回答がなかった場合や、農地中間管理機構へ貸し出す意思が示されず、その後6ヶ月経過しても耕作が再開されていない農地などで、その結果により農業委員会から農地中間管理機構との協議を勧告された農地です。この勧告の対象となった農地は、翌年の課税から固定資産税の評価額が1.8倍となります。

一方で、所有する農地全てを新たに農地中間管理機構に10年以上貸し付けると、一定期間固定資産税が減額になる制度が設けられました。

遊休農地は周辺の農地に悪影響を与えます。遊休農地の発生を防ぐとともに、課税強化の対象とならないようにするためにも、農地の有効利用と適正管理をお願いします。

農業委員視察研修報告

森園委員

○１ヶ所目は山形県最上郡鮭川村にある農業生産法人、有限会社新庄最上有機農業者協会を訪れました。この法人は安全で安心な食べ物を、全国の消費者に提供できるよう土作りから始め、無化肥無農薬穀物野菜の生産・加工・販売に取り組んでこられました。

自社製品の原料だけを用いて無添加で商品化した納豆は、90グラムで２７０円とかなり高いのですが、地元をはじめ関西の消費者団体にも好評で、加工工場などで６名の雇用を生んでいるそうです。

一方、製薬会社との契約栽培を目的に始めた薬草栽培は、除草コストの面などから採算が合わずに中止し、現在では地域に自生にするヨモギに特化し、国の支援事業などを活用しながら、農家から乾燥ヨモギを買い取ることにより、一定の農家収入を生み出しているとのことでした。

試行錯誤を重ねて研究する姿に、成功への強い意志を感じるとともに、６次産業化による収入増と、大学などとの連携による戦略作物の研究は、当市の課題でもあり、今後の取り組みに期待したいと思いました。

赤坂委員

○研修２日目は穏やかな快晴の中、ふくしま農家の夢ワイン株式会社を訪れました。この会社は24戸の農家が出資し、平成24年に設立。福島農業の復興を目指して農家自らが原料生産から醸造、販売まで手がける６次産業化を実践しつつ、ブドウ栽培や果実酒製造を通じた地域間交流、地域活性化、担い手育成にも取り組んでおられます。

平成25年には酒類製造免許を取得し、同年７月に福島県で初めてりんごシードルを商品化、さらに平成26年に待望のワインが完成したときには「皆で喜びをかみしめた」と武藤専務は語っておりました。昨年は３千本のボトルを商品化したとのこと。将来の夢は４ha の畑を造成し、６千本の地元の気候に適した品種の苗木を植え付けて、ワインの増産を進めることだそうです。

ふくしま農家の夢ワインは、小さいながらも各種制度資金を上手に活用しながら、夢に向かって頑張っているところを視察させてもらい、感動しました。農業を営んでいる仲間として、心からエールを送りたいと思います。

○私たちが最終日に訪れたのが東松島市の野蒜地区の有限会社、アグリードなるせです。

谷地委員

農業法人による小学校の児童を招いての農業体験などは、多くの地域で行われていますが、こちらの法人では、農村自体の発展のため、診療所の誘致やデイサービスの経営、アドバイザーを招いての自然の森づくりなど、地域としての機能を充実させる取り組みを行っているということに驚かされました。

東日本大震災で甚大な被害があった同地区ですが、防災集団移転事業で市が買い取った宅地の、農地への用途転換や、６次産業化事業である農産物加工施設の操業など、復興への着実な歩みが感じられました。

農業の最先端を行くのみならず、地域をリードする企業であるということに大変感銘を受け、これからの農業のあり方を考えさせられる、有意義な視察でありました。

行程表

10/25
山形県最上郡鮭川村
■農業生産法人
（有）新庄最上有機農業者協会
10/26
福島県二本松市
■ふくしま農家の夢ワイン㈱
10/27
宮城県東松島市
■（有）アグリードなるせ

ご協力いただいたみなさま
ありがとうございました。

今月のPic up!（ピック アップ）

もったいない！考えてみよう食品ロス

まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、日本では年間約６３２万トンにも上ります。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量（平成26年で年間約３２０万トン）の２倍にもなります。

食品ロスの半分は家庭から発生しています。家庭から出される生ごみの約40％は食べ残しで、さらにその半分は手付かずの食品です。

家庭から出る生ごみの内訳

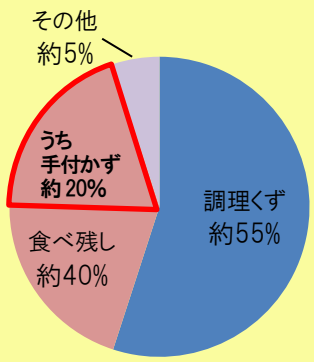

日本の食料自給率は約39％と、先進国の中では最低レベルとなっています。無駄にできる食料はないという意識を持って、○値段が安いからといって食材を買い過ぎない、○食品の在庫を定期的に確認する、などを心がけましょう。

また**賞味**期限は多少過ぎても食べられる（**消費**期限を過ぎたものは食べないほうが安全です）ことも覚えておきましょう。

農業を始めたい皆さんを応援します！

青年就農給付金（経営開始型）のご案内

国では、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（５年以内）の所得を確保する青年就農給付金（経営開始型）事業を実施しています。

○給付期間　最長５年間

○給 付 額

区　分	１年当たりの給付額(万円)
経営開始１年目	150
前年の所得が100万円未満	150
前年の所得が100万円以上350万円未満	(350−前年所得)×3/5

○要　　件

(1)独立･自営就農時の年齢が、原則 45 歳未満の認定新規就農者であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
(2)独立･自営就農を行うこと。
(3)青年等就農計画が独立･自営就農５年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
(4)八戸市が作成する経営再開マスタープランに位置づけられること。または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
(5)生活保護など生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。
(6)青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること。

※平成 29 年 4 月から要件等が変更になる場合もありますので、詳細は下記までお問合せください。

問農業経営振興センター
☎ 27−9163　FAX 27−9166

農地法関係の申請受付日等について

当委員会で設定している農地法第3、4、5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。申請内容や申請書類について、事前に農業委員会でご確認ください。
※平成29年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問農業委員会
☎43-2111（内線4014）

申請月	許可申請			届　出		
		3条/4,5条（30a以下）	4,5条（30a超）			
3月	受付	3/13～17		締切	3/6	3/21
	交付	4/18	5/9	交付	3/15	3/31
4月	受付	4/11～20		締切	4/5	4/20
	交付	5/18	6/6	交付	4/14	4/28
5月	受付	5/11～19		締切	5/8	5/22
	交付	6/15	7/6	交付	5/15	5/31

※他法令との調整により、変更となる場合があります。

農地の転用には適正な手続きをしましょう

農地を農地以外の目的に利用する、いわゆる「農地転用」には次の手続きが必要となります。
・市街化区域外の農地…農業委員会から農地転用の許可を受ける
・市街化区域内の農地…農業委員会へ農地転用を届け出る
なお、市街化区域外の農地転用は、場所、目的、規模などにより許可されるケースが限られますので、詳しくは農業委員会の窓口でご相談ください。
※違反転用については、農地法により工事の中止や原状回復命令や罰則の適用があります。

知って得する農業者年金

国が支える。安心が大きくなる　担い手積立年金

農業者年金は、加入者自らが支払った保険料が将来の自らの年金給付に使われる積立方式の年金です。

①60 歳未満、②国民年金第１号被保険者
③年間 60 日以上農業に従事している方
は誰でも加入できます。

◆ＨＰで年金額の試算ができます！◆
農業者年金基金ホームページ
http://www.nounen.go.jp

編集発行　平成29年3月号　八戸市内丸一丁目1番1号　八戸市農業委員会（TEL 43-2111　内線4013）　印刷部数4，300部　印刷経費1部あたり462円

農地の適正な貸し借りをしましょう！

農地の貸し借りにあたっては、後々の予期せぬトラブルを回避するため、口約束ではなく法令に基づいた文書による契約が必要となります。

主な貸し借りの方法は、次のとおりですが、貸す側、借りる側、場所などの諸条件により、利用できる方式が異なりますので、詳しくは農業委員会の窓口でお問い合わせください。

問農業委員会事務局
☎43-2111　内線4014、4015、4016

	借りる人が決まっている場合 ⇒下の二つの方法のどちらかになります		借りる人が 決まっていない場合
	農地法による貸借	**基盤法による貸借**	**農地中間管理機構を経由しての貸借**
概要	・農地法による権利移動の許可を得ての貸借。（通称「３条許可」） ・借り手が30ａ以上の耕作をするなどの要件がある。	・市が定める農用地利用集積計画に貸借内容を掲載し、計画の公告により貸借の効力が発生する。 ・借り手が 87ａ以上の耕作をするなどの要件がある。	出し手が、貸付希望申込書を「農地中間管理機構」へ提出し、機構によるマッチングで借り手が見つかった場合に、機構を経由して貸借契約を締結する。
特徴	・大規模農家でなくても借りることができる。	・農地法による貸借に比べると提出書類が少ない。 ・申請書が契約書を兼ねているので、改めて契約を交わす必要がない。	・自分では借り手を探すことができない場合に、有効な方法の一つである。
注意点	・基盤法による貸借に比べると提出書類が多い。 ・許可を受けてから、別途貸借契約を交わす必要がある。	・借り手が 87ａ以上の耕作をすることが必要である。	・借り手が見つかるという保証はない。 ・借り手の選考については、機構に委ねなければならない。

農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、農業委員会までお越しください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

農地転用・農地改良につきましては、農業委員会や農業委員にご相談ください。

問 農業委員会
☎43-2111（内線4015）

■農地を売ります

	所在地			地目等	面積(㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	糠塚	板橋	23-9 23-15	畑 畑	39 131	応相談
②	尻内町	松森	13-1	田 （農用地）	3,328	応相談 貸借：応相談

編集後記

みなさん３０１０（サンマルイチマル）運動はご存知ですか？この運動は宴会での「食品ロス」を減らすための運動です。

宴会の席では料理に手が付けられず、大量の残飯が出てしまうことが珍しくありません。平成27年度の調査では、宴会での食べ残しは、提供された料理の約14％にも上りました。これは食堂やレストランでの食べ残しの、３倍以上の数字となっています。

そこで「乾杯後の30分間と、お開き前の10分間は席に座って食事を楽しみましょう」というのが３０１０運動です。２０１１年に長野県の松本市が考案して以来、日本中に広がりつつあります。

昨年12月の忘年会シーズンには、市庁内全体にも呼びかけられ、農業委員会でも運動を実施しました。呼びかけがあることで、食べ残しはもったいない、という意識が改めて生まれるようで、参加者の多くが料理を完食していました。

飽食の時代といわれて久しいですが、東北地方は昔から、冷害などによる大きな飢饉に見舞われてきました。近年では平成５年の大冷害を記憶している方も多いと思います。食べ物への感謝の気持ちと、日本が誇る「もったいない」精神を忘れずに持ち続けたいものです。

のうぎょうだより担当　高橋